

第32回 農業委員会総会議事録

平成29年2月24日開会

中標津町農業委員会

平成29年2月24日、第32回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- 1番 和 泉 光 広
- 2番 後藤田 宏 幸
- 3番 高 橋 正 一
- 4番 赤波江 信 二
- 5番 佐 野 弥奈美
- 6番 國 光 達 男
- 7番 小 林 亨
- 8番 飯 島 浩
- 9番 中 村 正 生
- 10番 笠 原 康 博
- 11番 氏 家 康 夫
- 12番 杉 本 公 也
- 13番 本 田 信 幸
- 14番 本 田 芳 明
- 16番 金 刺 健四郎
- 17番 安 田 稔
- 18番 戸 田 重 勝

本日欠席した委員

- 15番 纒 坂 尚 久

附議した案件

- イ) 議案第 158 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ロ) 議案第 159 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ハ) 議案第 160 号 現況証明願いについて
- ニ) 議案第 161 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- ホ) 議案第 162 号 農地法第 6 条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について
- ヘ) 議案第 163 号 中標津町農業委員会の委員選任に関する規程の制定について
- ト) 議案第 164 号 中標津町農業委員会の委員選任に関する規程に関する内規について
- チ) 報告第 89 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
- リ) 報告第 90 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事務局 長	奥山 正行
庶務係 長	桐島 秀一
農地係 長	佐久間 照雄
係	本田 文子

(開会 13時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第32回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
2番、後藤田 宏 幸 委員。
3番、高橋 正 一 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

- 事務局長 1月24日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
1月25日札幌市におきまして全道農業者年金研究会が開催されまして、会長、農業委員、事務局職員合わせて5名が参加しております。研究会では、小林伸行氏による「衛生利用による農業の現状及び今後の可能性について」と題した講演があり、次に農業者年金基金中園理事長から「農業者年金を知らない農業者をゼロに」と題した情勢報告がありました。事例報告では富良野市農業委員山崎氏より「富良野市

における農業者年金加入促進の取組みについて」報告があり、最後に申し合わせ決議として「農業者年金新規加入の一層の推進と『農業者年金協議会の輪』拡大に向けた申し合わせ」を可決し決定しました。

2月14日札幌市にて北海道農業会議 平成28年度第10回常設審議委員会が開催され、審議員として会長が出席しております。

翌日15日には北海道農業会議理事会が開催され会長が出席しております。

以上で会務報告を終わります。

議 長

以上で、会務報告を終わります。

日程3、報告第89号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長

報告第89号「農地法第18条第6項の規定による解約通知」(1)～(5)について、事務局よりご説明申し上げます。

議案の41ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積141,338の内127,204㎡。

3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日まで。5、合意解約成立の日、平成28年7月1日。6、解約の理由、合意解約。なお、(2)から(4)につきましても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。議案の42ページをお開きください。

(2) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積98,517㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日まで。

5、合意解約成立の日、平成28年7月1日。6、解約の理由、合意解約。

議案の43ページをお開きください。

(3) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積4,180㎡ほか6筆、合計畑107,893㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日まで。5、合意解約成立の日、平成28年7月1日。6、解約の理由、合意解約。議案の44ページをお開きください。

(4) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積27,341㎡ほか4筆、合計畑79,418㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日まで。5、合意解約成立の日、平成28年7月1日。6、解約の理由、合意解約。この4件の案件については、農地保有合理化事業により、農業公社へ譲渡するため、期間内解約したものです。議案の45ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 51,290 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 25 年 6 月 1 日から平成 29 年 10 月 28 日まで。

5、合意解約成立の日、平成 28 年 12 月 31 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第 161 号（1）に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程 4、議案第 158 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。なお、本案件につきましては、（1）から（4）と（5）から（7）の 2 回に分けて審議を致します。（1）から（3）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり） 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第 158 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

（1）から（3）について説明致します。3 ページをお開きください。

（1）1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、江別市〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、畑、面積 39 m²ほか 2 筆、利用目的、普通畑。合計畑 1,981 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、所有権の移転。5、価格。129,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。作付作物、馬鈴薯ほか。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

なお、（2）～（3）につきましても譲受人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。4 ページをお開きください。

（2）1、譲渡人、斜里町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、畑、面積 388 m²ほか 4 筆、利用目的、普通畑。合計畑 1,981 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、所有権の移転。5、価格。128,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。作付作物、馬鈴薯ほか。

8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

5 ページをお開きください。

（3）1、譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、畑、面積 410 m²ほか 5 筆、利用目的、普通畑。合計畑 1,980 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所

有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、所有権の移転。5、価格。128,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計 247,123 m²。作付作物、馬鈴薯ほか。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この3件につきましては、当事者両名の申し出により所有権の移転をしたい旨の申し出があったものです。申請地は〇〇〇〇氏の所有地の隣接地であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第158号(4)について説明いたします。7ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、釧路市幸町10丁目3番地、釧路財務事務所長、中島和正。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。北中27番、公簿、畑、現況、畑、面積3,917 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、国有地を売り払うもの。譲受人、経営規模拡大のため。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、所有権の移転。5、価格。65,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、財務省所有の号線用地を、現在、〇〇〇〇氏が一団の畑として使用しており、売り渡しの申請をしたものです。

なお、価格につきましては、あっせん価格の平均額から財務事務所が時点修正を行い、算出したものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第158号、(1)から(4)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。
……………(〇〇委員退席後)……………
議案第158号、(5)から(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第158号(5)から(7)について説明いたします。
9ページをお開きください。
(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
譲渡人、釧路市幸町10丁目3番地、釧路財務事務所長、中島和正。
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積4,463㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、国有地を売り払うもの。譲受人、経営規模拡大のため。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、所有権の移転。5、価格。74,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。
なお、(6)につきましても譲渡人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。11ページをお開きください。
(6) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積1,494㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、国有地を売り払うもの。譲受人、経営規模拡大のため。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、所有権の移転。5、価格。25,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この2件につきましては、財務省所有の号線用地を、現在、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏が一団の畑として使用しており、売り渡しの申請をしたものです。なお、価格につきましては、あっせん価格の平均額から財務事務所が時点修正を行い、算出したものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。13ページをお開きください。
(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
譲渡人、東京都千代田区九段南1丁目1番15号、東京航空局長 山口勝弘。
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積1,893㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、一般競争入札で落札された国有地を売却するもの。譲受人、経営規模拡大のため。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、所有権の移転。5、価格。125,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、国土交通省所有地を一般競争入札した結果、平成28年11月総会において買受適格証明書を交付した〇〇〇〇氏が落札したため、申請があったものです。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)から(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第158号、(5)から(7)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
……………(〇〇委員着席後)……………
〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり可決されました。
日程5、報告第90号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。
(1)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 國光委員。

國光委員 報告第90号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。47ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇。
2、許可年月日、許可番号、平成26年2月19日付、中農委4第2号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、農家住宅。5、事業計画の期間、平成26年3月1日から平成26年6月15日。6、事業完了年月日、平成26年6月15日。7、完了検査年月日につきましては、平成29年2月14日、第2地区推進班において提出資料を確認し、計画通り建設されていることを確認しております。以上です。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2) について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 報告第90号(2)について説明いたします。48ページをお開きください。
(2) 1、届出人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、許可年月日、許可番号、平成28年4月25日付、中農委4第1号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、砂利、黒墨、土採取。5、事業計画の期間、平成28年4月27日から平成29年4月26日。6、事業完了年月日、平成29年1月12日。この完了届けにつきましては、平成29年1月12日付で採取完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、平成29年2月14日に完了報告の写真にて確認したところです。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上です。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程6、議案第159号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第159号「農地法第5条の規定による許可申請について」
(1) について説明いたします。16ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇(株) 代表取締役社長 〇〇〇〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、40,684㎡の内22,453㎡ほか1筆、合計畑25,732㎡。3、許可を受けようとする事由、砂利採取のため。4、転用の期間、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、砂利45,954㎡。7、最大切深10.86m。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。
この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。
申請地については、平成28年の採取地に隣接した農地であり、今回の申請面積は25,732㎡となっております。積雪のため現地調査をせず、申請書の資料にて

確認したところですが、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。
なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第159号(2)について説明いたします。18ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株) 代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、山林、現況、畑、面積、9,919㎡の内2,642.60㎡ほか1筆、合計畑13,227.60㎡。3、許可を受けようとする事由、黒墨採取のため。4、転用の期間、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、黒墨35,678㎡。7、最大切深12.76m。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、黒ボク採取のため申請があったものです。

申請地については、平成28年の採取地に隣接した農地であり、今回の申請面積は13,227.60㎡となっております。

積雪のため現地調査をせず、申請書の資料にて確認したところですが、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。

なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり諮問致します。

日程 7、議案第 160 号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第 160 号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。21 ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 733 ㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、公衆用道路、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記のため。

4、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。対象地は都市計画区域内に属し、公衆用道路として利用されている状況であります。平成 29 年 2 月 14 日、第 6 地区推進班で提出資料を確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 8、議案第 161 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 上程になりました議案第 161 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) について説明いたします。

24 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積 51,290 ㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 10 月 28

日まで。6、価格、年143,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、世帯員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程9、議案第162号「農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第162号「農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。27ページをお開きください。
平成27年度分といたしまして、有限会社〇〇〇〇。
平成28年度分といたしまして、有限会社〇〇〇〇。
以上2件の提出がありました。
平成29年2月15日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は承認されました。
日程10、議案第163号「中標津町農業委員会の委員選任に関する規程の制定に

ついて」を上程致します。
提案内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第163号「中標津町農業委員会の委員選任に関する規程の制定について」提案理由のご説明を申しあげます。30ページをお開きください。農業委員会委員の選任に関する事務については町長の権限に属する事務の一部の事務委任について平成29年1月24日付け同意したことから、農業委員会において委員を選任するための規程を定めるものでございます。条文の朗読については、割愛させていただきますが、条ごとに概要を説明いたします。

第1条趣旨では、委員の選任について法令に規定するほか必要な事項を定める内容でございます。

第2条では委員の選任する方法を定めております。

第3条では委員の推薦及び資格を定めております。

第4条推薦手続き等、第5条募集手続き等につきましては、それぞれの手続きを記載したものでございます。

第6条では推薦及び募集の期間、推薦・応募書面の提出方法、それに応じた者の公表等について記載しております。

第7条は候補者の評価について、選考にあたっては町長が評価委員会に意見を求め、評価委員会は候補者を評価し町長に報告するものでございます。

第8条、農業委員の選任については、町長が評価委員会の意見の報告を受け候補者を決定し、議会の同意を得て選任するというものでございます。

第9条では欠員が生じた場合の補充について記載しております。

第10条はその他の事項の定めについて記載しております。

なお、33ページから37ページにつきましては第4条と第5条で規定されている推薦・応募に関する様式となっております。様式は第1号から第5号まででございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程11、議案第164号「中標津町農業委員会の委員選任に関する規程に関する内規について」を上程致します。

提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第164号「中標津町農業委員会の委員選任に関する規程第2条第1項第1号に関する内規の制定について」ご説明申し上げます。
39ページをお開きください。
中標津町農業委員会の委員選任に関する規程第2条第1項第1号に規定する地区を明らかにするため、農業委員会としての内規を制定するものでございます。
地区名を1から6地区とし、
1地区が俵橋連合会、武佐地区連合会。
2地区、開陽連合会、北町の一部、第2俣落・西竹連合会、俣落連合会、川西。
3地区、南町の一部、南部連合会、当幌地区連合会。
4地区、計根別地区協議会、西竹町内会、東西竹地区協議会、計根別市街地。
5地区、上標津町内会、養老牛町内連合会。
6地区、都市計画用途地域、市街地に隣接した農用地区域外の土地とするものでございます。附則としてこの内規は平成29年2月24日から施行するものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第32回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 14時5分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年2月24日

会 長 安 田 稔

2 番 後藤田 宏 幸

3 番 高 橋 正 一